

令和7年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和7年12月10日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月10日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 ま ち 未 来 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 総 務 防 災 課 参 事 健 康 保 険 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 福 井 伸 幸 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 酒 井 智 志 吉 田 尚 起 西 岡 亨 島 野 千 洋
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 事	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 川 原 千 幸
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 7 年 第 6 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	4 番	長良 俊一	1 部活動改革について 2 下水道事業の計画について 3 マイナ保険証について 4 町財政の現状と課題について
8	1 番	関 順子	1 健康寿命延伸に向けた町職員の人材確保・育成 について 2 学校給食費の無償化について
9	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について
1 0	3 番	岩崎 真滋	1 身寄りなき高齢者について 2 道の駅の防犯灯について 3 クマ対策について
1 1	1 2 番	馬本 隆夫	1 住民が求めるコミバス運行を 2 国政と本町との結び付きについて 3 リニア中央新幹線の整備について 4 スポーツ関連施設等の屋外トイレ改修を 5 管理不全空き家制度との関連について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号7番、議席番号4番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○4 番

皆さん、おはようございます。発言番号7番、議席番号4番、長良俊一です。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

12月になり、風の冷たさを感じる季節となりました。単年度主義である行政は、年が明けると、令和8年度の予算準備が本格化されることと思います。今までのよい事業を継承しつつ深化させ、新たな取組を構築し、進めていくべきと考えます。一連の流れを鑑み、未来への礎を築くべきと思いますが、今後、本町は、公共施設整備などの投資的経費が大きいのしかかることが予想されます。諸問題を解決していくためには、たくさんの情報収集に励み、他の市町村のよいところを学び、本町に置き換えて考えていくことが重要と感じています。「皆さんとともに輝く『へぐり』の未来を創る」をベースに進めていると考えますが、その観点を考慮し、お尋ねいたします。

四つさせていただきます。

1番、部活動改革について。

毎定例議会で放課後部活動について質問していますが、本町の現状を鑑み、進めていただいていると感じています。また、11月15日に文化センターで保護者の皆様に今後の展開を説明するなど、精力的に進めていただいていることは感謝しております。日本教育新聞、令和7年11月3日発行にて、指導者確保のため、中学校以外の校種の教員が兼職兼業できる環境を整備することな

どを盛り込んだ新ガイドラインを策定する予定であると連載されてきました。平群町においては、働き方改革などを考慮し、体育系は進めていると考えますが、文化系については進んでいるように思えません。進捗状況を説明し、今後の進め方について聞かせてください。

続いて2点目です。下水道事業の計画について。

奈良県においては、県主導で広域化が進められています。例を挙げると、広域消防や国保事業、上水道などです。人口減少により経営が厳しさを増している市町村の上下水道事業について、国土交通省は、複数の自治体による統合・広域化を国主導で進める方針を固めた。来年度、新たな補助金制度を創設し、数十万人規模や県単位での統合・広域化を促す。施設の統廃合や一元管理によりコストを削減し、管路などの老朽化対策を進めるとともに、さらなる人口減を見据えて経営基盤の強化を図るとありました。読売新聞令和7年11月14日です。

現状は、近隣市町村との助け合いなどで、ごみ処理事業は春先より生駒市にお願いすることになりました。地域事業である下水道事業は毎日のことであるため、計画的に進める必要があると考えます。今後の進め方についてお聞かせください。

続いて3番目です。マイナ保険証についてです。

いよいよ2025年12月1日をもって、長年親しんでいた従来の健康保険証、紙やプラスチック製のものです、が使えなくなりました。既に2024年12月2日から新規発行は停止されており、政府はマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証への移行を進めています。しかし、現場ではまだ移行が完了していないケースも少なくないと考えられます。本町の現状をお聞かせください。

続いて4番目です。町財政の現状と課題についてです。

本町は、令和8年度に財政健全化計画を策定するに当たり、財政検討特別委員会を開催することとなりました。町財政の現状と課題、結果分析、課題分析と対応策検討など、過去を振り返り、次に進むための取組を検討しています。特別委員会は計4回計画されており、全員協議会を経て3月下旬に策定予定です。現状を鑑み、方向性を聞かせてください。

以上です。どうぞ、いい答弁をお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の御質問の1項目めの部活動改革についてお答えをしま

す。

令和8年4月から、現在中学校で休日に活動している体育会系、文化系の部活動種目に関しては、指導者の確保の見通しが立つ状況となり、来年度以降の休日の部活動の在り方に関し、現在の平群中学校2年生と1年生の保護者を対象に保護者対象説明会を11月15日に、来年度、中学校に進学が見込まれる町内の小学校6年生の保護者に対しまして、今月5日に説明会を開催し、部活動改革の必要な理由や、当町における令和8年4月からの部活動の在り方に関して説明を行いました。

そこで、平群町単独ではチームとして公式戦などに出場することができていない種目や、地域での活動の機会や専門的な指導を受ける機会の見通しができる種目を中心に、バスケットボール部の男女、ソフトテニス部、サッカー部は令和8年度からの中学校の部活動としての部員募集は行わないこととし、地域移行化を進めていくことを中心に、保護者負担の見込額などの説明を行いました。

文化系の部活動につきましても、令和8年度以降も引き続いて部活動として継続していくことの説明も行っており、文化系では、休日の活動は吹奏楽部のみですが、これまでどおり、地域クラブとして生徒が活動できる場を確保していく予定となっています。

今後におきましても、順次生徒や保護者に対し、必要な情報等の提供と地域クラブ活動の充実した体制構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。毎度毎度、しつこいぐらい、この部活動改革について質問させていただいてます。一定の区切りといいますか、学校、平群町の教育部門においてもね、こうやって子どもたちに、親御さんたちに、次の世代の方たちに説明をしていただいている、物すごくありがたく思ってます。僕がこれ、なぜそうやって教育委員会の方に毎度毎度質問してきたかというのは、だんだん今日も僕の一般質問、四つある中でね、広域化していく中で、やはり、ほかの市町村のところに、ごみじゃないですけども、お願いするのと同じように、我々の教育の場も平群町を中心に、放課後活動、ほかの市町村からお子さんを預かるような、そんなまちづくりをしてほしいから急いでほしかったんです。ようやくスポーツ面の部分についてはめどが立ち、文化面についても、今日の答弁じゃないですけども、土日、一生懸命頑張ってくれているのはこの吹奏

楽部のみですけれども、いい形でね、やっぱり分離しながらでも、平群町で預かる子ども、また、よその市町村からも来ていただく子どもたちを預かる、そういった教育部門にしてほしいからこそ急いでほしいとお願いします。

今日の僕の質問の中身では、こうやった形で段階を踏んで今日ここまで来たと報告を聞きましたけれども、次に段階を踏んで、学校も長寿命化したり、順番に平群町もこの公共施設の中学校や小学校の部門、親御さんたちに安心して使っていただいて、次のステップをと僕は望んでいます。そういった意味で、次につながる施策を打つ準備がこれからもあるかどうか、その1点だけ、申し訳ないですけれども、教育部長でも教育長でもいいですから、お答え願えますか。お願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

次につながる施策ということで、ハード面もあるんですけど、今回質問いただいております部活動改革につきまして、特に今回は休日のみの移行ということなんですけれども、国のほうの定めております、いろいろスキームもございまして、最終的には平日もということになっております。国の場合は、最終的に令和13年度までということで、改革実行期間後期というふうになっておりますので、そのときまでには平日の部活動も移行していくというのが国の方針ということで、県のほうからは何も方針は出ておりませんが、それに向けまして、体育会系も文化系からもですね、きっちりと対応していくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

ありがとうございます。僕今、この前ね、テレビでも見ましたけど、くまがしクラブが大きなバスを使ったり、また、平群の役場を通じていろんな形で交流していただいて、やっぱり子どもたちが安心・安全で、この町を中心に生活できるようなまちづくりをと思い、もう1回教育部長にお答えいただきました。これから令和8年度に向けて、また今答弁いただきました13年度までに一定の区切りはつけて、よそさんの市町村の子どもたちが平群へ行って、一緒にみんなのスポーツでも、文化面でも一緒にやりたいんやと望んでくれるような、そういった行政指針でやってやってください。どうぞよろしくお願いします。

これはこれで終わります。ありがとうございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの下水道事業の計画についての御質問にお答えいたします。

令和6年度末に策定した平群町ストックマネジメント実施方針については、下水道事業特別委員会で御説明しましたとおり、令和7年度、8年度から、若葉台地域より調査と設計を行い、令和9年度以降からは、以前に集中浄化槽であった地域から順次長寿命化工事を進める計画となっております。

また、令和8年度では、ウオーターPPP、官民連携等基盤強化推進事業について、実現可能性調査委託費の補助金要望をしておりますが、これは、自治体が経営する下水道事業を民間企業に対して10年間単位で包括委託できる可能性について検証するという内容であり、奈良県からは、これが実現できない場合は、ストックマネジメント事業補助金にも影響すると説明を受けております。

このことから、今後の公共下水道の未普及地域における整備事業についても、奈良県や国土交通省で進めようとしている複数自治体による事業統合と広域化については、平群町としましても、現状から考えたときに、財源確保など、スケールメリットがあるものと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。今日も朝、昨日、おととい起きた地震で陥没した道路の写真が読売新聞の1面に載ってました。僕、この下水道のことは、なぜ今回質問したかといいますと、やはり町自身、一体化の流れの中でね、やっぱり下水道というのは、受益者負担の原則で、自分のところから公共下水へつなぐまでのことは御家庭でやってもらわなあきませんけども、こういうちゃんとした道路のところに埋設する下水道の引きは、行政で責任を持って計画的に進めてやらないといけないと思います。上水道は県水一体化になりました。下水道も広域化を見据えながらも、毎年毎年ちゃんと予算をつけて土の下の中をちゃんと見る、それだけは絶対欠かさないことをお願いしたいと思い、今回12月、質問させていただきました。

下水道は、やはり上水道と同じようにずっとつながってるんで、僕らもクリーンキャンペーンじゃないけども、川をきれいにといくのと一緒に、やはりそ

ういった下水道もちゃんとしっかり見据えて、上物から下のものまで、行政はちゃんとお預かりしてるんだと。どっかでこうやって工事してるなど、町の隅々まで行政は見てるんだというふうな形を見せてほしいがために、年明けからの予算についてもちゃんと考えてほしい、そういった意味合いで今回質問させていただきました。広域化を見ながら、やはりよそさんの市町村のいいところ、今、最先端の下水道のやり替えのことも見据えながら次へつなげてほしいと思います。どうぞよろしくお願いします。

僕は、この質問はこれで結構です。次からも必ずつなげてやってください。お願いします。ありがとうございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな3項目め、マイナ保険証の移行における本町の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、マイナ保険証の登録割合及び利用割合について申し上げますと、一括更新前の令和7年7月末現在の数値では、国民健康保険被保険者数3,572人のうち、マイナ保険証登録者数は2,436人、その登録割合は68.20%でございます。利用割合につきましては、42.33%となっております。

続きまして、後期高齢者被保険者数は4,485人で、そのうち、マイナ保険証登録者数は3,243人で、登録割合は72.31%でございます。また、利用割合につきましては32.16%となっております。これらの数値につきましては、健康保険証との並行利用期間中の数値であるため、利用割合が低く出ているのではないかと推測をしております。

そこで、一括更新後の8月末現在の登録割合及び利用割合といたしましては、国保のみの情報となりますけれども、登録割合が69.14%、利用割合が66.92%となっており、先ほど申し上げました健康保険証の並行利用期間の最終月末の7月末と比較をいたしますと、登録割合は0.94%の増、利用割合につきましては、24.59%の増加が見られております。今後、医療機関等でマイナ保険証を利用されることで、さらに利用割合も増加すると見込んでおります。

なお、未登録の方には、これまでと同様に利用いただける資格確認書を交付しておる現状でございます。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございます。このマイナ保険証というのは、僕も年齢的にももう58になりましたので、便利に何もかもできるというふうになったなどというふうに思う年齢になったんですけども、やはり、今生まれてくる子どもたちとかと違って、生まれたときからこうやってITやDXというような形じゃなかったもので、どうしてもやっぱり紙や、そういうプラスチックのやつのかのほうの方が便利でええなという時代を生きてきたもんで、なかなかなじみにくい中でね、やはりこうやって移行期間をずっとしながらどれぐらい進んでるのかなと思って、今回質問させていただきました。

僕はこれを例に挙げてね、行政というのは、やはりこの100%に近づく努力をしていただきたいなど。あらゆる角度から、昨日の山本議員の質問じゃないですけども、やっぱりその集団、集団の中で、自分たちのリズムに合っていないとどうしても外れてしまうというような形が多い中で、やはりこのマイナ保険証、毎日の生活、不安の中で病院へ行ったり、それと、これを持ってることによって自分という個人がちゃんと分かる、そういうふうな形で、マイナ保険証も使えるんだというふうな意向をね、行政側も皆さんにお知らせしてやってほしい。そうすることによって、このITといいますか、DXという時代に、皆さんになじんでいただく、それを例にしてほしいと、そういう思いで、このマイナ保険証についてを例に質問させていただきました。

今後、行政もいろんな形で、こうやってITやDX、どんどんどんどん進んでいく。今回の議案じゃないですけども、紙で掲示するのはだんだん減りますよという議案もあったようにね、やはりそれに対して周知徹底するのは、パソコンから見るホームページや、そんなことしかできないんだと。それやったら、また違う方向で周知徹底していただけるような、行政は仕組みを考えていってやらなあかんと思う。そういった意味で、やっぱり計画期間して徐々に増えてきたなと思う中で、次につなげていけるようにしてやってほしい。どうぞ、これを例にして進めてやってください。どうぞよろしくお願いします。

これはこれで結構です。ありがとうございます。

○ 議長

総務部長。

○ 総務部長

それでは4項目め、町財政の現状と課題について御答弁させていただきます。

現在の財政状況については、2回開催しております財政検討特別委員会において説明をさせていただいたところでございます。少子・高齢化、人口減少、国の税制改正、いわゆる103万円の壁の見直し、制度改正等に影響を受ける

財政であり、今後、中学校長寿命化改修事業、新庁舎建設事業などの大型事業が控えております。ここで無計画な財政運営を行えば、再び元の苦しい状況に陥る可能性があり、財政面でのコントロールが必要であるため、新たな財政健全化計画の策定が必要と考えていることから、次回以降開催する財政検討特別委員会において、引き続き御意見を頂戴しながら内容を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。今、財政特別委員会の委員長をさせていただいてる手前、いろんな形で財政を考えていってほしい。それと、僕も第6次総合計画の諮問会議のところに座らせていただきました。僕は、今回12月、この質問をさせていただいたのは、やはり中長期的な展望と短期的な展望をうまくかみ合わせながら、10年単位でやられてるものならば、そのいい区切り区切りで必ず中間で見直しをして、もう一度報告を出してもらおう。前回、6次総合を立てたときでも、ほんなら第5次見直しあったんかと。いや、そのまますうっと来て6次になったと、そういう話もちらほら聞かせていただきました。

やはり、行政である以上、毎年毎年のことをやりながら、うまくいかないこともあるだろうと思うけれども、もう1回過去を振り返り、反省し、再構築する。これは、行政の単年度主義である以上、毎年必ずできることやと思う。そういった意味合いで、今回、特別委員会5回、4回ですか、数回やっていただいて、見直して見直して、次にこうやってつなげていく。あかんかったら、また3歩進んで2歩下がるじゃないですけども、必ず見直しして皆さんにオープンにし、安心・安全を担保する、そういった意味合いでも、こうやって特別委員会を開いていただいたのが物すごく僕はうれしかったんです。そういった意味合いで、理事者側も必ず定期的にお問い合わせきたらありがたいんですが、見直して、必ず続けて、見直してあかんかったらこうします、順調ですよと言ってもらえるような、定期的なこういう会を開いていただきたい、そういった思いから、この文章にしました。

最後、総務部長、一言だけお問い合わせできますか。これからもこうやっていろんな財政、たくさん問題ある中で、必ず定期的にも見直していく、そういったとき、議会を通じて発信していく、そういうふうに考えていると答弁を頂けたらありがたいんですけど、どうですか。お問い合わせできますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ありがとうございます。まず、今の緊急財政健全化計画においても、毎年シミュレーションというのは変わってきました、そういった中で、いつも毎年、議員の皆様にも御意見、御説明をさせていただきながら執り行ってきたということでもあります。

次の計画につきましては、10年という長いスパンの中で、やっぱり5年の途中経過についてはやっぱり見直しも必要でありますし、そして、やはり毎年シミュレーションというのは、決算を通じて変わってくる部分がありますので、それは引き続き執り行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

ありがとうございます。最後に、僕、何でそんな言い方したかということ、理事者側の方々はやっぱり40年選手の役場の公務員として働く。僕たち議員、町長もそうですが、4年に1回必ず審判を受けます。その中で、僕らは4年間一生懸命走り続けていろんな提案を聞いてもらって、やはり時勢の波、こうですよ、ああですよと言って中長期的プランをちょっとずついいほうへ修正、我々の意見を聞き入れてほしいなと思ひ、この一般質問もさせていただきます。

最後に、町長一言お願いしたいんですけども、やはりこの10年のスパンの中で、我々、4年というスパイラルの中で回ってる1人としてね、必ずちゃんと韻を踏みながら、町民の方々に喜んでもらう施策を打つんだと、それだけ約束していただけるような答弁ください。お願いします。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、長良議員の質問にお答えさせていただきます。

本町の財政状況につきましては、奈良県が毎年公表している県内市町村の決算概要においては、重症警報が毎年発令されている状況であります。これは、経常収支比率や将来負担比率などの主要財政指標が県内平均や全国平均と比して、依然厳しい数字にあることを示しております。

この厳しい財政状況を改善するために、町ではこれまでも緊急財政健全化計画に基づき、人件費の抑制や公債費負担軽減など、収支改善を目標とした取組を進めてまいりました。これらの取組により、一定の改善基調にあるものの、

構造的には課題は残っております。

現在の大きな課題といたしましては、学校空調施設の整備や中学校長寿命化といった教育環境の向上に関わる事業、そして庁舎建設という喫緊の課題への対応が挙げられます。これらの大型公共工事は多額の財政負担を伴うものであり、今後の財政状況に大きくのしかかることは十分認識をしております。

このような厳しい財政運営が強いられる中で、町では現在、財政検討特別委員会を開催しており、次期財政健全化計画の策定に向けた検討を進めているところであります。

次期計画においては、現状の財政課題を深く分析し、町民の皆様への行政サービスを維持しつつ、将来にわたって持続可能な財政体質を構築するために、よりよい実効性のある計画とすべく、議会とも十分議論を重ねてまいり、次期計画を策定してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

すみません、ありがとうございます。無理やり言わせてしまっているところもあると思いますけども、いい形で次につなげるように、我々議員も発信していきたいと思っております。理事者側も次年度に向けて準備が始まりますけれども、より一層いい発信ができますように頑張ってやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

9時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時29分)

再 開 (午前 9時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号8番、議席番号1番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○ 1 番

皆様、おはようございます。発言番号 8 番、議席番号 1 番、関順子でございます。

大きく 2 項目にわたりまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、1 項目めでございますが、健康寿命延伸に向けた町職員の人材確保・育成についてでございます。

本町は、どの部署におかれましても、多くの優秀な人材が配置されていることを、私自身、日々実感をさせていただいております。

日本は超高齢社会に突入しています。しかし、高齢者全員が人生を謳歌できているかという点、実はそうではありません。2016 年の調査によりますと、健康寿命と平均寿命の間に 10 年近くの差があります。すなわち、現在、多くの高齢者は人生の最後に 10 年近く、日常生活に制限がある不健康な期間があるのです。

厚生労働省はなぜ健康寿命を重視するのか。健康で自立できる期間を延ばすことが大切だと言っています。人生 100 年時代、100 歳まで元気に過ごせる鍵はフレイル予防です。フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指します。大きく三つの種類に分かれます。一つは身体的フレイルで、運動器の障がいや移動機能が低下したり、筋肉が衰えたりするなどです。二つ目は、精神・心理的フレイルで、定年退職やパートナーを失ったりすることで引き起こされます。三つ目は社会的フレイルで、加齢により社会とのつながりが希薄化することで生じる独居や経済的困窮の状態などを言います。特にこの中の一つ目の運動は特に大事だと考えます。

また、先日のプリズムへぐりの健康運動指導士の講習の中でフレイル予防についてのお話がありました。運動は、動く運動プラス筋力トレーニング、脳と体をつなぐ脳トレ、お口の運動が大切とのことでした。また、電話などを利用し、家族や友人との交流を大切にすることも重要で、これら運動、栄養、社会参加がフレイル予防の三つの柱であり、健康寿命の延伸策として、厚生労働省が実施しているフレイル対策としても大事なことであり、また、認知症発症の予防にもなると考えます。

そのような意味を踏まえた上で、本町に 1 名しかいない健康運動指導士の存在は大変重要です。現在、健康運動指導士は地域振興センターから来ていただいております。私は、これから先の町民さんの運動習慣と健康増進はどなたが担っていただくのだろうか大変危惧をしているところです。

そこでお尋ねをいたします。

現在お一人しかいない健康運動指導士の役割は大変大きく、これまでいてくれたおかげで、町民のフレイル予防につながっています。今後も、町民の運動の必要性をどのようにお考えでしょうか。また、健康寿命の延伸に向けた町職員の人材確保・育成については、本町としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

大きく2項目めでございます。2項目めは、学校給食費の無償化についてでございます。

食材費の高騰が町民の生活に大きな影響を与えている中におきまして、給食費の無償化は、保護者の経済的な安心感を向上させるなどのほか、子育て意欲を高めることができると考えます。全国で、無償で学校給食が提供されている自治体の割合は3割程度だそうです。今年の2月に自民党、公明党、日本維新の会で合意をしました給食費無償化について、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現するとされました。これは大きな前進と言えます。平群町公明党としましても、以前からこの問題をずっと質問しておりました。本町におかれましても、小中学校の児童・生徒全員を対象に、速やかに給食費無償化の実施をお願いをいたします。

そこでお尋ねをいたします。

児童・生徒の学校給食費無償化につきまして、本町としましてどのようにお考えでしょうか。

以上、2項目でございます。端的、明快な御答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな1項目めについてお答えをさせていただきます。

まず1点目のフレイル予防のための運動の必要性についての考え方でございます。

運動は、フレイル予防の重要な要素の一つであるとの認識と併せ、各種運動教室の開催は、高齢者が外出する機会の創設や参加者同士のコミュニケーションの場となっておることから、今後も継続して取り組む必要性を感じております。

次に、2点目の運動指導に係る人材の確保や育成についての考え方でございます。

現在実施しております運動教室などは、高齢者の保健事業と介護予防の一体

的な実施を目的に、令和2年度より、県の交付金を活用しながら継続実施しているところでございます。そこで、事業を地域振興センターへ委託し、健康運動指導士1名の派遣を受けた上で開催をしているところでございます。

今後におきましても、高齢化が進行する中で、フレイル予防に係る健康運動指導の役割は大きく、その需要についても見込まれます。そのような状況の下、健康運動指導士をはじめ、保健師、看護師、管理栄養士、保育士などの多様な有資格者協働による継続的な取組が必要であると認識をしております。

また、今後における継続実施には、その人材を確保し、育成することが大きな課題でもあり、その財源の確保も必要となってまいります。その都度、住民が求めるニーズを捉えた上で適宜対応できるよう、その実施方法、体制整備についても引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

大変前向きな御答弁を頂きましてありがとうございます。

1点目でございますが、町民さんの運動の必要性を認識をしていただいたということですね。本当にありがとうございます。これからもフレイル予防への取組をどうぞよろしくお願いいたします。

2点目の御答弁も、今後も多様な有資格者協働による継続的な取組を認識をしていただいているとのこと、本当にありがとうございます。

再度確認をさせていただきます。

本町のこれらの事業については、町民の皆さんは大変喜んでいただいております。体制整備についても取り組んでいただくとの御答弁いただきまして、ありがとうございます。この事業がもしなくなれば、町民の皆さんの健康対策がなくなってしまう。この事業を低下させることのないようにすることが大変大事だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。再度御答弁をお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど御答弁させていただいた内容と重なるところもあるんですがございますけれども、フレイル予防に係る健康運動指導を継続して取り組むには、住民のニーズを的確に捉える必要があるというふうに感じております。住民の興味、関心を引きつけながら実施をしていくということになるわけですが、それと一方、

その費用対効果なども見極めないといけないというところがございます。健康運動指導士のみならず、多職種協働により、事業内容においても工夫を凝らしながら実施する必要があるというふうに考えております。

今後も、議員おっしゃっていただきましたように、事業内容を低下させることのないように、引き続き、体制を整えた上で取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

関議員。

○1番

松本部長、大変うれしい御答弁、ありがとうございました。健康運動指導士に限らず、多職種協働で体制を強化しながらということで、大変ありがとうございます。

本町の第6次総合計画の中の健康のページにも、「全ての住民が健康かつ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉・医療・健康・教育等、多様な部門との強化により、住民の健康増進を推進し、健康で生き生きと暮らせる町を目指します」とありました。今、取り組まれておられる人気のこの事業、これからも人材確保・育成をしていただいで、町民の皆様の健康増進のためにも、いつまでも末永く持続していただきたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

このことはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、関議員の御質問の2項目め、学校給食費の無償化についてお答えをいたします。

学校給食費無償化につきましては、子育て世帯の負担軽減や教育の機会均等など、効果的な施策であると認識しております。現段階におきまして、具体的な内容が国から示されていないため、引き続き、国の動向や、他の自治体の取組を注視しているところです。

小中学校の給食を無償化するには、恒久的な財源確保など課題もあるため、まずは国の無償化の具体的な制度設計を確認し、実施内容につきましては、国の重点支援地方交付金の活用も含めまして検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

関議員。

○ 1 番

御答弁ありがとうございました。今年2月、自民党、公明党、日本維新の会で合意をいたしました給食費無償化について、今年12月4日に3党協議が実施をされまして、給食の保護者支援についての協議が行われました。このときに、全国知事会、全国市長会の代表の皆様から、負担割合に関して、今おっしゃったように、地方の負担が大きくなり、教育や子育て、介護、医療などに使われているお金が給食費の無償化へ回り、教育や社会保障への予算が削られることのないように、しっかりと安定した財源を確保してほしいとのお声を頂いたとお聞きをいたしました。

また、昨日ですね、12月9日、この3党は全国知事会に対し、2026年4月に開始予定の小学校給食費無償化について、国と都道府県の必要な財源を半分ずつ負担する仕組みを提案しました。知事会は、週内に対応を協議し、3党に回答するとのことでした。無償化には、総額3,000億円が必要となる見通しで、国は地方交付税で措置する方向で検討をされ、2026年度予算案への反映を目指しています。このことによって、財源は実質国の負担となります。

再度すみません、町長に何点か御質問させていただきます。

一つは、令和8年4月から学校給食費無償化を他自治体に遅れることなく要望したいと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

それから二つ目は、国の重点支援地方交付金の活用も含め、御検討されると、川西部長のほうからの御答弁でございました。私は、先月11月21日に西脇町長に、物価高騰から町民生活と地域経済を守るための緊急要望を提出をさせていただきました。これは、重点支援地方交付金を活用してという提案でございました。その中に、こども園、私立幼稚園、小中学校の給食費を無償にすることという項目を入れさせていただきました。これまでも、この交付金を活用して、子どもたちに給食費を無償にさせていただきましたが、今回も、子どもたちに対し、平等に無償にさせていただきたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、その期間はどのように設定されるのでしょうか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○ 議 長

西脇町長。

○ 町 長

それでは、関議員の質問にお答えさせていただきます。

各議員から御質問いただいております学校給食費の無償化についてでありますけれども、昨日も答弁いたしました。本町といたしましては、現在の本町

の財政状況を鑑みますと、町単独での全額無償化の恒久的な実施は難しいと考えております。特に、将来にわたって継続的なサービスを提供し続けるためには、安定した恒久的な財源の確保が必要と考えております。

そこで、国は現在、物価高騰に伴う世帯支援としての準備を進めております重点支援地方交付金の活用を検討してまいりたいというふうに考えております。この国の重点支援地方交付金を活用することで、まずは期間的には限定的な期間または対象になるかもわかりませんが、令和8年度においては、学校給食費に対する支援を実施する方向で調整を進めていきたいというふうに考えております。国の方針や交付金の詳細が確定次第、速やかに具体的な実施方法を決定し、子どもたちの健やかな成長を支える学校給食の質を確保しつつ、保護者の負担軽減になるように支援してまいりたいというふうに考えております。

御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

関議員。

○1番

町長、急にすみませんでした。大変ありがたい御答弁ありがとうございました。

給食費無償化は、物価高騰対策と併せまして、子育て世帯の経済的負担を軽減するためと、また、未来のこの平群を担う子どもたちの健やかな成長を願うものでございます。この事業、ほかの自治体に遅れることなく前に進みますように、どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問はこれで終了いたします。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

10時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時57分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号2番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○ 2 番

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、御苦労さまでございます。

通告に基づきまして、1点、メガソーラーに関する問題に関して御質問いたします。

ちょっと風邪ぎみの声で申し訳ございませんが。

質問出しましたのが議会の初日でして、それ以降、事業者の説明会があったり、県とのやり取りがあったりとかですね、若干書かしていただいた内容とまた変わっていったところがございます。それにつきましては、再質問でお尋ねをさせていただくということにさせていただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

メガソーラー工事について、9月議会に引き続き、メガソーラー開発地内の違法盛土問題について伺います。

9月以降、奈良県とは数回にわたって話をさせていただきました。現在のところ、県廃棄物対策課の説明、認識ではっきりしている点は、4号ゲート奥、5月に盛土崩壊があった付近なんですが、で発見された産廃土は、量はともかくとして、瓦礫混じりの建設系廃棄物であるということは確認をしています。また、廃棄された時期については、盛土上の樹木の年輪の調査を行った結果、メガソーラー開発前のものというふうな説明を受けております。フラワーロードが建設された以降、メガソーラーが着工される少し前との認識であります。つまり、メガソーラー事業で持ち込まれたものではないとの説明を行っています。

フラワーロード周辺では、従来より不法投棄が目立っており、町土砂条例施行以後は特に町職員の監視があり、これだけの大規模な不法投棄があったとは信じられません。

8月10日、現地調査が行われました。その際の確認では、相当広範囲に地層的といいますか、層として存在していたと。その量は、おおよそなんですが、数千立米に達するというものではないかと思われます。100メートル四方に50センチの土があっても5,000立方メートルになります。ダンプカーで運搬するとなると900台になるんですね。土砂条例の規制のかかる500平米以上であれば、学校プール2個分の広さになります。山の中なので、搬入道路がなければ搬入路も必要になります。これだけ目立ったような作業を住民や町行政が気づかないはずがないと思われます。

奈良県廃棄物対策課との話合いでは、不法投棄された産廃混じり土はどのように処分すべきかとの問いに対して、許可された中間処理施設に搬出した上、分別し、瓦礫を取り除く必要があると。現場での分別、ふるい分けはできませ

んという説明がありました。

もう一方の旧農園天国跡地の谷埋め盛土についても産廃であること。その場所を掘った掘削土をキャタピラー型ダンプで場内奥に移送したことを認めた上で、どこに移送したのかについては調査をするとの返事が奈良県からありました。発覚時より4か月、発覚時と申しますのは、8月10日の現地説明会のことです。仮設道路の施工時からすると、数年前から存在していた問題であるにもかかわらず、住民には一切説明されていません。また、工事業者3社に対して9月25日付で公開質問状を出して事実の確認と対応を求めましたが、工事契約上の守秘義務があるとの理由にならない根拠で回答を拒否しました。

今回の瓦礫混じりの盛土については、協栄ソーラー社が開催した住民説明会で現地案内した際に発覚したものであり、現地を見せながら、契約上の守秘義務とは全く回答になっていません。町との工事協定書に基づき誠実に回答するとともに、最大の原因となるような不法な盛土は撤去されなければ、重大な事故を再発することになります。町の果たすべき課題は重要です。

以下の点について、町の対応を質問いたします。

①町土砂条例の届出がなければ、数千立米規模の不法投棄が行われたこととなりますが、開発地4号ゲート、名倉興産なんかの向かいとなりますが、4号ゲート奥地あたりで、過去に土砂条例による埋立て等の記録、記憶はありますか。

②住民側では、継続して工事現場の監視確認活動を行っています。その活動において、開発地外に大量の土砂類を持ち出しているような状況は確認しておりませんが、瓦礫混じりの建設残土を含めて、今回の開発工事において、残土等の場外搬出記録、いわゆる廃棄物の移送のためのマニフェストという書類がございませう。こういうものを確認したことがありますか。

③開発地内の瓦礫混じりの不法盛土の撤去について、現在の状況を御報告ください。

④住民説明会を資料もなしに行った上、やり直し説明会をほったらかしで、やっと12月になって予定しましたが、ここがその後分かったということですが、12月の6日土曜日に説明会は行われています。今までに約束した送電線工事の説明会も一切行われず工事を進めています。事業者に対して姿勢を正すよう指導すべきだと考えます。毎回同じことを言わざるを得ない事態は誠に遺憾です。この際、町長名で是正勧告を行うことを求めます。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員のメガソーラー工事についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の4号ゲート奥地辺りで、過去に土砂条例による埋立て等の記録、記憶はあるのかについてでございます。

当時の担当者の記憶によりますと、平成22年に地域住民から通報があり、職員が現地で行為者に確認したところ、残土などの仮置きや資材置場を作ることでありましたが、その時点では、現地にはフラワーロードから西側山林にかけて大型ダンプが通れるよう、延長100メートル以上の進入路が設置され、その進入路には碎石路盤材料による舗装がされていたとでございます。

なお、その時点で大きな地形の改変は行われておりませんでした。土砂条例の届出やその他の法令の許可を受けていなかったため、地形の改変や盛土などの行為を禁止する指導を行ったとでございます。その後の産廃や残土の搬入は確認されておりません。

このことから、現在、事業地内で見られる殻混じりの土砂は、そのときの進入路に使用された路盤材ではないかと思われれます。

2点目の開発工事において、残土等の場外搬出記録、マニフェストを確認したことがあるのかについてでございます。

事業者を確認したところ、マニフェスト伝票によると、169.52立米のコンクリート殻と伝票の単位が変わりますが、691.75トンの同じくコンクリート殻をそれぞれ搬出し、処分したとでございます。

3点目の開発地内の瓦礫混じりの不法盛土の撤去に係る現在の状況についてでございます。

奈良県からの指導に基づき、造成工事に出てきたコンクリート殻などは分別仮置きして、適時搬出することになっているとでございます。

4点目の住民説明会に係る事業者の姿勢に対し、町長名による是正勧告についてということでございます。

送電線工事の説明会については、関係する地権者に対し行ったと聞いており、事業者に対する姿勢については、町から是正勧告というような行政指導は行いませんが、必要な住民説明会等については速やかに実施するよう要請してまいります。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○ 2 番

6日に説明会がありましてね、その際に、資料等を提供を受けております。

まず1点なんです、今から9年前になるんですか、平成28年、2016年6月議会で、後ろの森田議員がですね、この辺りの土砂条例に関する事項ということで御質問されてまして、回答の中でですね、当該の地点なんです、櫛原1425番地の1付近という表現になっててですね、一応確認はしたんですが、この辺りで、区域面積としては4,000平米というふうに答弁されてるんですね。4,000平米ですから、例えば、1メートルあれば4,000トンの土砂、トンという表現をしたらおかしいんですが、立米ですね、の土砂が搬入されたであろうと。2メートルであれば当然8,000トンという数字になってまいります。現地で、今回6日にも確認をさせてもらいましたが、質問でもお聞きしたんですが、要は樹木があって、それを切ると、年輪がこうで、何年前のもんだったというような説明があったんですが、その地点から言うと、やっぱり当然ながら、数百平米以上は少なくともあったというふうに思うんですね。

そうなるんですね、僅かな量が持ち込まれて云々ということではないと。やっぱり、規模としてはかなり大規模なものです、業者は私にですね、現地の地図というんですか、説明資料の中で、こういうふうに等高線が変わって地形が変形されてたと。だから、我々が着工した時点では既に盛土が大規模に行われてたというふうに説明資料で言ってるわけなんです。そこら辺、ちょっと認識がですね、今の説明では、どうも資材置場等がちょっとあったというふうなことです、この今申し上げた数字、それと業者さんの説明をですね、これ住民に対して、60名ほどの参加で6日に行われたんですが、その席では、もう等高線レベルで地形が変わってるんだという説明をされてるんですが、このあたり、ちょっと御確認いただけますか。

○ 議 長

須藤議員、この質問は後の質問に関連するんですか。

○ 2 番

はい。

○ 議 長

それを聞いて、また次の質問に関連しますか。

○ 2 番

ちょっとこれを前提で聞かないとということで、申し訳ありません。

○ 議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

当時、等高線云々でというような調査がしたかどうかというのは記録に残っておりません。あくまでも、フラワーロードから進入路をつけていったということは確認したと。

当然、山の中に進入路をつけるわけですから、一定の切り盛りは当然あったかなと思います。今、須藤議員が言われたような量で残土が運び込まれたというようなことについては確認していないというようなことです。

答弁でもありましたように、100メートル前後、100メートル以上の進入路が、これがもう、ダンプカーが走っていけるような幅の進入路を造ってたと。その進入路には、碎石路盤のようなもので踏み固められて、ダンプが通れるような状態になってたということです。

平成28年の森田議員さんからの一般質問に答えてる内容が資料としては残っておりますので、その中でもお答えしてるようですが、一定残土だとか、あるいは山を削った土を搬出したというようなことがあったかもわかりませんが、少なくとも、大規模に産業廃棄物を搬入したというようなことについては確認はしていないと、なかったものだというふうに考えております。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

かなり事業者の説明とも違いますし、私、現地確認をしたときにですね、明らかに、要は仮設道路の壁といいますか、盛土に殻が入っていると。これについては、県の廃棄物対策課に確認をしてます。この間、6日に行きましたときに、シルトですね、シルトといったらちょっと専門的な言葉になるかもしれませんが、要は、東日本の大地震のときに液状化になってマンホールが持ち上がったというふうな事態、覚えておられると思います。ああいう細かい泥ですよ、それを固めたようなものが、もう本当にすぐ横にあったんで、私は業者に了解いただいた上でサンプルを持って帰ってきました。明らかに産業廃棄物なんですよ。その他、陶器殻だとかプラスチック片だとかというのが、もうすぐに見える状態で、さすがに県もこれは廃棄物だというふうにおっしゃってます。

この辺りはね、ぜひ町のほうも、これだけ長い期間ですね、現場確認も行かれてるわけで、もう一度しっかり確認をしてほしいと思います。ないというふうにおっしゃってるんで、それはもう確認してくれとしか言いようがないので、取りあえずそういうふうに申し上げておきます。

それを確認した上での質問になるんですが、要はそういう県も認めてるようなものですね、私はひょっとしたらそういう形で持ち込まれた、不法投棄されたものが盛土に使われて、5月に起こった土砂崩れですね、土砂災害の引き金になったのではないかと、そういう疑いを持っています。これね、やっぱりそういう近辺にそういうわけの分からんもんが入っていると。その結果として、ひょっとして災害が起こったんじゃないかというのは、これは非常に重大なね、私は疑問点ということになるかと思うんです。

伊豆山の事故でも、実際の引き金になったのは、多分私の記憶で七、八千トンぐらいの違法投棄された殻混じりの残土であったというふうに聞いているんですね。今回の事故でそれが否定できないんじゃないかと。根拠が本当はあるのかということをご確認してほしいと思います。その点については確認を求めるといふ形にしておきます。

県が言っているように、そういう不法投棄されたようなものに関しては、場内で処理をするということは認められないと。当然、廃棄物対策の法令ですね、現地で許可を受けてないところで中間処理なんていうのはできません。当然、県の回答でも一旦持ち出してですね、許可を受けた中間処理施設で分別、ふるい分けをした上で再生土として使うことは可能というふうにおっしゃっています。もう当然のことなんですね。

こういう事態があつてですね、町は確認はまだできてないようですが、ぜひ確認をしてね、県がおっしゃってるような形で、不法投棄されたそういうシルト類だとか建設殻なんか、正式な名称はちょっと違うんですが、そういうものをしっかり撤去して、その上で分別等を行った上で再生土としてもう一度持ち帰ってくるというのは、これはある意味、建設リサイクルとしては重要なテーマでもあるわけなんでね、社会的にも認められてるわけですから。であれば、そういう形で適正な処理を行うと、そういう指導をするというお考えはお持ちでしょうか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

まず最初に、5月でしたかね、土砂流出の事故がありました。ここの土砂流出の事故については、事業者からの詳しい説明も受けておりますが、この土砂が流出した、まず、どこの部分の土砂かというのと、仮設で堰堤を造っていて、その堰堤に雨水が集中して、この堰堤そのものが崩壊したと。その崩壊した堰堤の土については産業廃棄物等が含まれてるような、そういう土質ではなかったというふうなことについては町で確認しております。また、事業者の説明で

も、そういうことでは、産業廃棄物が含まれてるような土砂が崩落したというようなことではないということです。

次に、いわゆる産業廃棄物等が含まれているようなシルト層とおっしゃっておりますけども、そういったものについては奈良県のほうで指導もされてるということでもあります。かつですね、事業者のほうでもそれについては土質試験をしてですね、不適切なものについては改良して安定計算をしていくというようなことで、町としても説明を受けております。よって、業者が奈良県の指導に基づいて適切に処理すると言ってますので、それについては、平群町としてもそれでいいのかなと考えております。

以上です。

○議 長

須藤議員、4点質問されてるんで、一つずつではなしに、4点の質問をまとめて行ってください。

○2 番

分かりました。

○議 長

須藤議員。

○2 番

今お聞きしてる中身は①、②、③に関してのことで、それに触れてないのは④ですね、これについては、今のところはそういう考えはないという御回答を頂いた。その点に関してはそれで、取りあえず伺いましたということで結構でございます。

①、②、③につきましてね、事業者がこういう形で参加者に資料を配付してるんですね。もし必要であれば後でお渡しさせていただきますが、この中でですね、廃棄物に関わる処理、どうするんだということで、我々からこれ事前に9月の末頃に公開質問状をお出ししたんですね。その中でどういう処理するんだということもお聞きしてたんですが、今回それに対する回答だということでこういう書類を作られて、説明会の目次でですね、考える会様からの公開質問関係と産廃ということで書類が出てます。

この中でね、業者はどう言うてるかというところは問題なんですが、後で資料をお渡ししますけど、廃棄物の対策として、奈良県立会いの下、掘削を行い、廃棄物を分別処分しますと。これだけではちょっと訳分からんとは思いますが、口頭で当然ながら説明されててですね、現地で県の立会いの下で掘削を行って、その場で廃棄物の分別処分をしますというふうに、これ説明されてるんです。現地にそういう中間処理施設という許可されたものがあるのか、それから分別

するようなふるい機等があるのかということに関しては、そういうものはありませんという回答なんですね。なのにこういうふうに書かれてるんですね。奈良県立会いの下、掘削を行う。掘削を行うということは現地ですからね、当然。県立会いだと。その上で廃棄物を分別処分しますと。

ふるいも何も、そういう機械もないのにですね、業者が言っはる話では6,000立米ぐらいの掘削の土があった。それを上に持っていったと。これについても廃棄物だという認識やと。それを業者さんはそやからこういう形ですね、県の立会いで、掘削のあった廃棄物を処分して、取り除いて、いい土を使うんだと。これ、おかしいですよ。県が言ってることやとか、廃掃法の考え方と全然違うんですよ。ここをちょっと確認をしたいんです、だから。

今の御回答では、何か問題ないというふうなことになってるようなんですが、そういうことをこれ、現地でやっていいんですか。そこだけちょっとはっきり答えてほしいんです。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

奈良県の廃棄物対策の部署と事業者のほうで、奈良県の廃棄物対策の部署の指導に基づいて廃棄物対策をやると言ってる限り、それは平群町として、そのとおりにやってくださいと言うしかないと思いますので。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

ですからね、こういう文書を配付されてると。そういう説明がありましたと。事業者と住民の関係でこういうことを申し上げざるを得ないですよ。町には今までも立会いしてくれという話はしてるんですが、されてないのでですね。この中身は、参加者60名ぐらいありました。その席でそういうふうにおっしゃっててですね、おっしゃった人物もちろん分かるんですが、その方に対して、じゃあ現場でそういうふるい分けができるんかと。数千立米の土、ふるい分け、機械もないのに手作業でできるんかという話です。できないですよ、そんなこと。1立米、2立米だったらですね、それこそ手作業で取り除くだとかというのは可能だと思うけど、それも本来の廃棄物清掃法で言うと中間処理に当たるんですね。それは駄目だということを確認してほしいんです。しっかりした分別機やとかしっかりした廃棄物の管理者がおって、中間処理施設としてしっかりした処理をしないと駄目ですよということを御答弁いただけませんか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

今おっしゃったのは須藤議員のお考えだと思うんですが、平群町としては、奈良県が廃棄物対策の担当部署として責任持って指導していただく。それによって、そのとおり事業者が廃棄物対策をやってもらうということによろしいのかなというふうに考えております。これは、先ほど述べたとおりでございます。

この方法についてですね、平群町として、奈良県なりに、例えば法律の解釈云々というようなことで、何か申し上げることはありません。

以上です。

○議 長

須藤議員。

○2 番

私が別に1人で申し上げてる話じゃありません。先ほど言った、廃棄物対策課さんは、辻さんという課長補佐さんの方が我々の質問に対して2か所、旧農園天国の跡地と、あともう1か所、4号ゲートの奥のところについては両方も廃棄物混じりだということは確認をされました。その上でどう処理をするんですかということをお聞きしてですね、廃棄物清掃法の考え方に沿って、現地で分別等はできません。中間処理施設に持ち出してやるもんだというふうに言ってるんですね。

これ、細かいことを申し上げてるように受け取られるかもわかりませんが、これから大規模盛土があの場合でどんどん進むわけなんですよ。その中にね、そういう殻混じりやとかですね、正式に言うと瓦礫という呼び方になるんですが、そういうものが含まれててですね、盛土をやって、盛土がもたないよと、そこが問題なんですね。別にその手続がどうのとかいうのが大問題ということじゃないんですよ。そういう危険なものをを用いて盛土がされてですね、それも、かなり大規模な谷埋め盛土、腹付け盛土になるわけなんですよ。そういう危険を防止しようということで新盛土法というのができたわけなんですよ、反省の上で。なのに、実際の現場でですね、それは県が勝手に判断してやること、事業者がそれに基づいてやることというのはね、あまりにも私は他人任せで、町としてですね、一体何をやるんやということを今日はお聞きしたかったんです。

最後にもう一度確認しますが、現地でふるい分け等をして再生土を使うということが許されるのかと。そこだけ確認をしてください。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

須藤議員、今、自らおっしゃったように、奈良県の廃棄物対策の職員が現地を見てそういうふうにおっしゃっているということですよ。その上で奈良県は指導するという事です。

先ほど、須藤議員自らおっしゃった盛土材についてですね、土質試験をするなり、改良して使用することについてはいいんじゃないかとおっしゃってたと思います。その一連の方法についてはですね、現地を確認した奈良県の廃棄物対策のほうで事業者を指導すると。そこら辺についてはですね、当然奈良県はその法に基づいて対策をするということでもありますので、それで、平群町としては、そこにきちっとやってもらうということしかないのかなというふうに思います。

○議長

須藤議員。

○2番

一番初めにお聞きしたようにね、2016年、議会答弁で、不法投棄されてたというふうにはっきりとおっしゃってて、規模も4,000平方メートルやったとおっしゃっててですね、これ県の云々じゃないですよ、町の条例ですよ。それに基づいてこういう話をされてたわけですからね、9年前に。そこから3年の後、2019年にもう既に林地開発の許可、同意されてるわけなんです、町として。本来だったらそのときにこういう問題があったから、だから、これについてはしっかりした廃掃法に基づく処理をすべきという指導を、本来町がやるべきだと私は思ってます。そこを知らんぷりでですね、今も県任せ。一体、町の条例は何のためにあったんやと。この間、条例そのものは廃止されましたけれど、だけど、ああいう何年か前のものを、10年ほど前のものに関してはね、当然条例適用されてですね、その後始末はするべきだという答弁も先日ありましたよね。この件に関しては、それは全然適用しない、県任せと、それでは住民の命は守れませんよということを私は最後に申し上げて、質問を終わります。

○議長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時44分)

再 開 (午前10時55分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎君。

○3 番

議席番号3番、発言番号10番、岩崎真滋でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、身寄りなき高齢者について。

頼れる親族がない独り暮らしの高齢者が増えています。子も配偶者もない高齢者は、未婚率の上昇や家族関係の希薄化等を背景に、2024年時点で317万人で、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年には1.9倍の688万人になると推計されています。

厚生労働省は9月に、身寄りなき高齢者が病気になった際や、亡くなった後の手続を支援する全国的な仕組みの具体案を専門家会議で示しています。知的障がい者や認知症の高齢者の権利や財産を守る成年後見などを通じて、身寄りがない高齢者の生活課題に対応する事業に、相続人探しや火葬、埋葬を担う市区町村も積極的に関わる仕組みづくりが必要と指摘されています。町行政のお考えをお聞かせください。

2項目め、道の駅の防犯灯について。

道の駅大和路へぐりくまがしステーションの駐車場、外トイレなどは、夜も観光客が使います。防犯灯を増やして、さらに安心できる場所にしてみてはいかがでしょうか。併せて、トイレも老朽化が進んでいるので、改修の必要があると思いますが、町行政のお考えをお聞かせください。

3項目め、クマ対策について。

全国的に、熊による人身被害が広がっています。熊の生息地の山中だけでなく、まちなかや住宅地での被害も発生しています。現在、平群町では熊の出没は確認されていませんが、町内では、ウォーキングや畑仕事など、屋外での活動があります。熊との共存方法を考えつつも、対策を講じる必要があると思います。

また、9月に改正鳥獣保護法が施行され、緊急銃猟制度も導入されました。町行政のお考えをお聞かせください。

答弁よろしく申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の1項目めについてお答えをさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、本町では、本年10月末現在、高齢化率が38.9%と、全国平均29.3%と比較しても高く、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、早急な地域包括ケアシステムの構築が求められております。

そこで、身寄りなき高齢者を特定することは非常に困難ではありますが、民生委員による地域での見守りや地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業などを通じた情報を基に発掘をし、連携を図りながら、必要な方に必要なサービスを適時、適切に提供できる仕組みづくりの構築に努めております。

また、困難事例に対しましては、多職種による多角的な視点から、個別ケースに応じた支援内容の検討を行う地域ケア会議の開催や、平群町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業におけます金銭管理の支援、地域包括支援センターと町の連携による成年後見人制度の利用支援等を行っております。

議員がお述べいただいておりますとおり、現在、厚生労働省の専門会議において、高齢者の身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で必要な支援の在り方について検討がなされていることから、国の動向にも注視しつつ、引き続き関係機関等と連携を密にし、アウトリーチによる地域の実態把握に努めながら、認知症高齢者や独り暮らし高齢者、また障がい者など、困難を抱える方々に対する福祉サービスの利用支援、市町村申立てによる成年後見制度利用の推進を図ってまいりたいと考えております。

これらの諸問題につきましては、積極的に関わってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。行政としても、これらの諸課題に積極的に関わると、大変力強い答弁を頂きました。心強く思っております。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう取組をお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの道の駅の防犯灯についての御質問にお答えいたします。

初めに、道の駅の屋外トイレと正面の第1駐車場については奈良県の施設となっており、日常的な維持管理については、奈良県と平群町の管理契約に基づき、本町が指定管理者に委託を行っております。また、照明器具の設置や修繕等については奈良県が行っており、現在、駐車場には10基の道路灯を設置されているほか、屋外トイレの出入口の照明や階段照明について、夜間に常時点灯させるなど、利用者の安全を確保されているところとなっております。

議員御質問の防犯灯の増設に当たっては、ドライバーが快適に休憩できる適度な明るさや、周辺住民の生活への妨げとならないことが必要とされており、指定管理者からも、施設の利用者から照度不足等の苦情はない旨の報告を受けていることから、現状の照明で問題はないものと考えております。

次に、屋外トイレの改修については、平成11年に建築されてから約27年経過となっておりますが、奈良県においては、令和3年11月に全ての和式トイレの洋式化などの改修をされており、本町においても、令和6年度に温水便座への改修2か所を実施しているところとなっております。

現在、奈良県において建て替え等の改修計画の予定はございませんが、町としましても、指定管理者とともに利用者が安全かつ快適に使用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。防犯灯の設置については、ちょっと私の勉強不足で、微妙な調整の下、今の明るさがあるのだなということで、大変失礼いたしました。

トイレの改修については、また今月から、冬の古都華フェア、そして春は来年5月まで古都華フェアが続くということで、トイレの内装のリフォームはぜひお願いしたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

この質問はこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

次に、3項目めのクマ対策についての御質問にお答えいたします。

現在、平群町では熊の目撃情報はございませんが、奈良県内では、熊の目撃情報は127件、12月5日現在でございます、となっており、目撃情報の多い自治体は奈良市で29件、十津川村で19件など、奈良市の山間部と県内の南部地域に集中しており、また、人身被害については、五條市と上北山村でそれぞれ1件となっております。

このことから、本町としましても、11月12日に平群町ホームページに、行楽シーズンを迎えるに当たり、山間部等へ外出される場合の注意喚起として、熊と出会わないための対策などを掲載するとともに、奈良県内のツキノワグマ目撃情報にリンクをしているところでございます。

議員御質問の緊急銃猟制度については、熊などの危険な野生動物が人の生活圏に侵入し、人身被害が極めて高い状況の場合、安全確保の措置、避難指示や通行止めなどを講じた上で、市町村長が総合的な判断と責任の下、銃猟での捕獲を可能とするものとなっております。

また、本町においては、猟友会平群支部との協議を行っており、猟友会が実施するに当たっては様々な要件があり、現実的には困難であるとの見解を得ている状況となっております。

つきましては、これらの状況を踏まえまして、今後、初動体制やハンターの確保など、本町の具体的な対応方針について、先進地事例を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。鳥獣対策費、昨日、稲月議員からもありました。人身被害、そして農作物被害等も大変危惧されているところでございます。答弁の中で、先進地事例を参考に研究して、初動体制をこれから整えるということで、力強い答弁、ありがとうございます。

東北などでは、警察の力を借りたり自衛隊さんの力を借りたりと、いろいろ猟友会だけでは難しいところがあるのだなというふうに感じております。昨日、ちょっと奈良新聞で、AIカメラの監視で人と熊のすみ分けをするという取組が紹介されてました。先進地事例の調査研究をこれからもお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

11時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 08 分)

再 開 (午前 11 時 20 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 11 番、議席番号 12 番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○ 12 番

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今年最後の一般質問となりましたので、行政側におかれましては、質問に対して明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず、大きく 5 点質問させていただきます。

まず、1 点目から。住民が求めるコミバス運行を。

現状のコミバスは、利用者が減少、委託料は毎年増額となるが、利便性向上につながるコミバス運行形態にはなっていないので、毎定例会ごとに住民が求めるコミバスをと提案してまいりました。また、町は、本町の利用者 1 人当たりの町負担額が高額であることも認識され、9 月議会では、令和 6 年度のコミバス運行状況と運行調査結果などの様々な評価をされ、それに対する質問に対し、現在の運行形態では利用者が増えるのは困難、また、調査結果内容につきましても、コミュニティバスの運行維持に不安を感じるとの御答弁がございました。有料運行とはいえ、実態は運行費用全体の 94% が町負担であり、今後は、町独自の無料運行形態のコミバス運行を速やかに検討すべき時期であると思います。

そこで、コミバス運行経営につきましては、令和 5 年度、約 2,500 万円、これにつきましては、運賃込みでございます。令和 6 年度、2,700 万円、これにつきましても運賃込みであり、今年度においては約 3,000 万円、これは運賃込みが想定されますが、このままだと委託料が上がる、利用者が減る、今後、住民が求めるコミュニティバスの具体的な協議をしていただきたいと提案。町は、議員提案の無料運行形態も含め、検討してまいりますとの御答弁を頂きました。

そこでお聞きいたします。無料運行形態はどのように御検討されましたか。

大きく2点目でございます。国政と本町との結び付きにつきましてであります。

奈良県選出の国会議員である高市早苗氏が自民党総裁となり、10月21日に内閣総理大臣に就任され、決断と前進の内閣として意思表示されました。奈良県から初めての内閣総理大臣であり、明治以降、議院内閣制となつてから、女性初の内閣総理大臣でもあります。日本の未来に希望が持てるように政策を進めていただくことはもちろんであります。奈良県、平群町の発展にとっても、さらに貢献していただけたらと思っております。奈良県知事も、本県の発展のためにも引き続き御支援を賜るようお願い申し上げますとコメントされています。

そこで、町長に御質問をさせていただきます。

奈良県選出の国会議員である高市早苗氏が内閣総理大臣になられたことで、平群町として、より一層様々な事業で適用する国の制度や補助を最大限活用して事業に取り組むべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

本町では、今年度、小中学校4校の体育館の空調設備の設置など、工事を進められております。さらに、平群中学校の長寿命化改修工事、新庁舎建設工事も確実に進める必要があります。また、私がおその実現のために毎年質問させていただいてる、我が町と大和郡山市を結ぶ（仮称）東西線を奈良県道路基本計画へ位置づけることにより、一定のめどが立ってきた京奈和自動車道の利益を平群町民が受けることができ、併せて、リニア中央新幹線の利益も受けることが可能であります。また、大規模災害時に緊急輸送道路として確保することで住民の安全・安心につながり、併せて、奈良県総合医療センターへのアクセスの強化が可能となります。その最大のチャンスが回ってきたのではないかと思います。

これらは一例ですが、今後、町長自身は国の働きかけなど、具体的にどのような取り組みられようかとされているのかお伺いいたします。

続きまして、大きく3点目であります。リニア中央新幹線の整備についてであります。

令和7年11月11日付の某新聞において掲載されておりました、県内36市町村と県議20人で構成する「奈良県にリニアを！」の会が11月10日に山下奈良県知事に、JR東海が整備するリニア中央新幹線の東京－大阪間の一日も早い全線開業と、県内に設置が予定されている奈良市付近駅は、各地と高い交通結節性のある位置とすることを求めて、会長の亀田樞原市長、副会長の松井桜井市長らが要望されました。ここには、奈良市、生駒市及び平群町は含まれておりません。

確かに、リニア中央新幹線が整備されても、奈良市付近に設置される駅から本町は離れていて、その効果は少ないかもしれません。しかしながら、この要望には、奈良市付近駅から遠く離れた県南部・東部市町村も含まれています。整備される駅から離れていても、その効果が平群町にとって最大限生かせることを考えて私は行動すべきではないでしょうかと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。本町のリニア中央新幹線の整備及び奈良市付近駅の整備に対する姿勢はどうなっているのでしょうか。なぜ、県内36市町村と県議20人で構成する「奈良県にリニアを！」の会に参加されていないのでしょうか。

続きまして、大きく4点目でございます。スポーツ関連施設等の屋外トイレ改修をでございます。

各スポーツ関連施設等の利用状況は、総合グラウンドではサッカー、グラウンドゴルフ、ソフトボールなど、テニスコートも含まれております。また、中央グラウンドでは軟式野球、ターゲットバードゴルフなど、ここにもテニスコートが存在いたします。健民グラウンドでは、グラウンドゴルフ、サッカーなどで、北公園ではテニスコートが利用されています。その中でも、グラウンドゴルフ、テニスコートの大半は高齢者の方が利用されております。

そこで、各施設の屋外トイレの現状は、総合スポーツセンターグラウンド西側のトイレでは、男子が和式が三つ、女子の和式が4、東側の男子、和式が1、洋式が1、そして女子は和式が2、洋式が1であります。中央公民館の西側の男子が、和式が二つ、女子が、和式が三つ、障がい者用ウォシュレット便座一つ。東側の男子トイレでは、男子の和式が一つ、洋式が一つ、ウォシュレット便座がついております。女子は、和式が三つ、洋式が一つ、これにもウォシュレットの便座が設置されております。健民グラウンドでは、男子が和式が2、洋式が一つ。これについては、ウォシュレットは設置されておられません。女子は、和式が3、洋式は一つであります。ここにもウォシュレット便座は設置されておられません。北公園は、男子が和式1、女子が和式2でありまして、その真ん中に障がい者用のウォシュレットの便座が一つ設置されております。中でも、ウォシュレット便座には、身体的な負担の軽減を図り、毎日のトイレをより快適で衛生的にする多くの利点があります。

そこで、それぞれの施設の状況に応じて、和式トイレの一部をウォシュレット便座に、また旧の洋式トイレをウォシュレット便座に早急に改修すべきと考えますが、いかがお考えでございますか。

大きく5点目であります。管理不全空家制度との関連についてであります。

11月11日に全員協議会で審議、また12月議会で上程、可決されました

管理不全空家制度の関連事項についてお伺いいたします。

条例の制定目的は、近年、空き家の数が増加している中、今後さらなる増加が見込まれ、空き家対策の強化が急務となっており、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす空き家については、特定空家等になる前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するために制定されました。

そこでお伺いいたします。

1点目、管理不全空家と特定空家の違いをどのように認識されておりますか、再度この件についてはお伺いいたします。

2点目、10月現在、現地確認と水道閉栓情報等による判断された空き家は541戸でありましたが、管理不全空家と特定空家それぞれの件数は把握されておりますか。

三つ目、平群町老朽空き家等の除去補助金交付要綱は、平群町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、町民の安全な生活の確保及び町内の景観の保全を図るため、適正に管理されていない倒壊等のおそれのある危険な空き家等の解体または撤去工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものであり、特定空家に認定された老朽化空き家等は補助対象経費の2分の1に相当する金額、上限は50万円と定められております。現在までは、特定空家を対象に執行されてきましたが、今後、管理不全空家についても私は対象とすべきと思います。その点についてお聞きいたします。

以上、大きく5点について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めの住民が求めるコミバス運行をについて御答弁させていただきます。

コミバスは、地域の暮らしを支える生活交通の維持に大きな影響を及ぼすものであり、地域の移動困難者の移動機会を確保するため、継続的かつ機能的な運用を図る必要があると考えています。しかしながら、現在の運行形態では、人口減少、高齢者の増加により、利用者の増加を図ることが難しい状況でもあります。今後もさらに人口減少、高齢者も増える状況となり、利用者の減少が想定され、議員御指摘のとおり、コミバスの委託料が上がり、特に西山間ルートでは利用者も減少し続け、最低基準を大きく下回る結果が見込まれます。

このことは大きな課題と考えており、9月7日、日曜日には、西山間区域、

福貴畑、久安寺、信貴畑の役員及び保護者が集う懇談会を行い、地域の実情などを御意見いただきました。

コミバスの無料運行は、地域の移動困難者の移動機会を確保し、地域公共交通全体の強化を図る上で有効な選択肢の一つと考えていますが、無料化を検討する際には、まず運行の目的が誰に、何を担う公共交通として機能させるかという点を明確にし、財政的な持続性とサービスの質の両立を図ることが不可欠と考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

今、誰に、何を担う公共交通として機能させるかという御答弁を頂きました。例えば、私はスーパーや病院等に生活に必要な施設へのアクセスの向上を高め、特に高齢者の外出の機会を増やし、地域社会とのつながりを維持させるためにも、実現可能な小型バスで無料の運行をし、行政が直営の事業化をすべきと考えます。その点について、どのようにお考えですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、実現性を見据えながら、段階的にアプローチをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

皆さんも御存じのとおり、コミバスも2台ございます。この2台は平群町が2台とも所有しておるわけでございます。このコミバスについても、もう40万キロ、走行距離ね、もう大分老朽化をしてまいっております。そのためにも、今部長は、段階的なアプローチに取り組むというふうな御答弁、頂きました。非常に僕は一步階段を上がったんではないかと思えます。今度、将来、その老朽化したバスが2台とも運行不能になれば、相当な金が支出するわけでございます。その点も踏まえまして、またひとつそういうことも考慮されて、部長、よろしくね、いろいろ御検討してアプローチしていただきますように、このアプローチについては、来年の3月議会に進捗状況をまたお聞かせいただきますので、その節はよろしくお願いを申し上げます。

この件については、これで議長、結構でございます。

○議長

寺口理事。

○理事

大きな2項目めの国政と本町との結び付きについての御質問にお答えいたします。

1点目の国の制度や補助を最大限に活用すべきとの御質問です。

高市早苗氏は、奈良県初、女性初の内閣総理大臣に就任され、今後の活躍に大いに期待をしております。議員お述べのように、これを契機に、公共工事において、国費の活用できる事業を検証し、財政健全化に向けた取組の一つとして、より積極的に国の制度や補助金を活用し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の国への働きかけについてです。

議員の御質問にもありますように、中学校の長寿命化改修工事や道路整備等、積極的に県や国に対して要望する必要があると考えております。

先般11月10日、11日に文部科学省と国土交通省等に直接当町の課題や要望を説明し、補助要望や陳情を行うなど、働きかけを行ってまいったところで、国の担当課長からも、直接御相談くだされば対応させていただきますとの前向きな回答を得ております。

奈良県に対しましても、引き続き、(仮称)東西線の整備につきまして、奈良県道路整備基本計画への位置づけを要望してまいりたいと考えております。

今後におきましても、あらゆる機会を活用して県や国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

いろいろ御答弁いただきまして、今後も平群町として様々な事業が山積してあるわけでございます。この事業に対して、国の制度や補助金を最大限活用できますように、より一層な御要望をしていただきますようお願いを申し上げます。

もうこの件はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めのリニア中央新幹線の整備についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目のリニア中央新幹線の整備及び奈良市付近駅の整備に対する町の姿勢についてです。

本町としましては、リニア中央新幹線の早期建設と県内停車駅設置の実現を目指して、奈良県、奈良県議会、県内市町村、商工会議所など、経済関係団体で構成するリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会の会員であり、令和7年度は、理事として、沿線の各都道府県と連携を図りながら国等への要望活動を行うとともに、広報活動に取り組んでいます。

リニア中央新幹線は、本町発展に寄与することは疑いのないところであり、引き続き、積極的に同盟会に会員として取組を進めていきたいと考えています。

2点目の県内36市町村、県議20人で構成する「奈良県にリニアを！」の会に参加されないのかについてです。

「奈良県にリニアを！」の会では、「奈良県内への中間駅設置を確実とするため、名古屋－大阪間の環境影響評価の早期着手と東京－大阪間の一日も早い全線開業」、「中間駅は、JRや近鉄による鉄道網と西名阪自動車道や京奈和自動車道などの道路網で各地と高い交通結節性を有した最適地に設置」、「リニア中央新幹線の車両基地を奈良県内へ設置」の三つの事項を中心に据え、リニア中央新幹線がもたらす効果を、奈良県南部を含む奈良県全体に広く波及させることを目的として、奈良県として一致結束して活動を展開していくと提言をしています。中間駅は大和郡山市内を想定しています。

これについては、隣接している生駒市では、全国新幹線鉄道整備法に基づいて、奈良市付近を経過地とするリニア中央新幹線の中間駅について、関西文化学術研究都市高山地区への誘致を目指しており、平群町としては、中間駅として設置されると、本町より最も近い駅となり、生駒市の考え方に同調するものであります。ゆえに、御指摘の「奈良県にリニアを！」の会には参加しておりませんが、東京－大阪間の一日も早い全線開業など、今後も引き続き、リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会の会員、令和7年度は理事として活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

奈良県のリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会における中間駅の誘致箇所は大和郡山市と奈良市、そして生駒市というふうに3か所が報道されてい

るわけでございます。

そこで、平群町は大和郡山市誘致に賛同し、平成25年から平成27年までは中間駅を大和郡山市に誘致する「奈良県にリニアを！」の会に所属をされておったわけでございます。生駒市は、リニア中央新幹線中間駅を関西文化学術研究都市高山地区第2工区に設置することを求められておることで決議されています。生駒市が求められている中間駅は平群町から遠く離れ、大和郡山市のほうが直線距離には非常に近いわけでございます。私は、平群町にとって、近鉄生駒線やJR大和路線を経由してアクセスができ、リニア中央新幹線の中間駅が大和郡山市内となれば、平群町にとって、(仮称)東西線の道路整備が追い風にもなると考えます。

平群町は生駒市内を支持されていますが、リニア中央新幹線の中間駅のアクセスを考えれば、(仮称)東西線の実現のためにも、大和郡山市の中間駅設置に賛同、私はすべきではないかというふうに思いますが、町長はどのように御見解をお持ちですか。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、リニア中央新幹線の整備について御答弁いたします。

リニア中央新幹線の整備の取組に関しましては、奈良県や県内全市町村などと連携し、早期建設と奈良県内に中間駅設置に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えております。また、奈良県内の中間駅の設置場所に伴う平群町に与える利便性や経済性の効果を分析し、基盤整備の在り方など、今後のまちづくりについて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

県内36市町村、県会議員さんが20人で構成される大和郡山市内、要するに、誘致を目指す「奈良県にリニアを！」の会に再度平群町が参加されることを強く要望をしておきます。町長、ひとつよろしく御検討のほど、お願いいたします。

この件はこれで結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、馬本議員御質問の4項目め、スポーツ関連施設等の屋外トイレ改修をについてお答えをさせていただきます。

議員御提案の温水洗浄型便座、ウォシュレットの設置につきましては、高齢者をはじめ、幅広い年代の方々が利用される施設にとって、衛生面や利便性の向上につながる設備であると認識しており、快適に利用できる環境整備は必要ですが、費用面を含め、早急に調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

トイレというのは毎日使用するものであります。にもかかわらず、屋内のトイレはウォシュレットに改修をされてるわけでございます。にもかかわらず、屋外については、今、調査研究するとか、また費用面を考えると論ずること自身が、利用する住民に対して失礼ではないかと私は今、答弁を聞いて感じました。早急に改修すべきであると御回答することは考えますか、部長はどのようにお考えですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

屋外トイレの温水洗浄便座の設置につきましては、財源確保を含め、早い時期に設置できるように調整してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

先ほど質問にありましたように、トイレは毎日利用するものでございますが、特にこれから冬、寒い時でございます。そういうことも考えていただいて、私、いろんな施設を今質問いたしました。優先順位を定めていただきまして、着工しやすいところ、例えば洋式の便座がありますよ。けれども、ウォシュレットはついてませんよというふうなところからでも、一日も早く、温水洗浄便座、年内に、年内にですよ、一日も早く設置されるよう、強く要望しておきます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

この件はこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、5項目めの管理不全空家制度との関連についての御質問にお答えいたします。

1点目の管理不全空家と特定空家の違いの認識についてでございます。

新たに創設されました管理不全空家については、管理が不十分で、そのままにすると特定空家になるおそれがある空き家であり、また、特定空家については、倒壊等の危険性が高い、衛生上の問題が大きいなど、周辺的生活環境に及ぼす空き家であることから、管理不全空家は特定空家に至る前段階の状況であると認識をしております。

2点目の管理不全空家と特定空家の件数について、管理不全空家については相当数あるものと思われませんが、その判断については、今回規則で改正をしております判断基準に基づき、空き家と認知した541件について分類整理中であり、その後、空き家対策協議会に諮問する予定となっております。また、特定空家については、現在2件を認定しております。

3点目の平群町老朽空き家等除却補助金交付要綱は、今後、管理不全空家についても対象となるのかについてでございますが、空き家については、年々増加傾向にあり、近隣へ悪影響を及ぼす空き家対策として、特定空家に至る前段階で管理不全空家の所有者等に速やかに改善してもらう必要があるため、補助対象とすることは大変有効であることから、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目は、あえて管理不全空家と特定空家の違いを改めてお聞きいたしました。そのとおりでございます。

2点目につきましても、そういう形ではありますが、僕の今回の質問の一番ポイントは3点目でございます。

管理不全空家が新たに創設され、現在、特定空家に対しては解体補助金、上限50万円を町は補助されておるわけでございます。その前段階の管理不全空家に対して解体補助金を出すと、空き家の利活用につながると私は考えます。

また、要件としては、管理不全空家の認定を受けた空き家で、対象区域を市街化区域と市街化調整区域でも都市計画法第34条11号、特区と言われるところに限って私は考えるべきであると思っておりますが、いかがでございますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

今、御提案いただきましたことにつきましては、今後、管理不全空家等の対策を進める中で補助制度の制度設計を行うに当たりまして、議員御提案の対象要件等を含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

なぜ私は管理不全空家に対象にすべきということは、改めてもう一回言いますが、管理不全空家の中でも市街化区域の中の家ですと。そして、都市計画法第34条第11号の特区と言われてる区域に限って提案をしているわけでございます。管理不全空家がもしも、いろんな草木が繁茂し、非常にそこで、対策協議会の中で管理不全空家と認定された場合は、家屋を解体する上においての解体費の補助金を提案しているわけでございます。勘違いしてもらったらちょっと困るのは、草木が繁茂しているものを撤去しなさいというやつには私はお金を出すべきではない。そして、それが解体に至るに当たって、もしも解体していただけるならば、更地になり、また新しい住民がそこへお住まいしていただいて、固定資産税並びにそれよりも、今までいろいろ苦慮された周辺住民の方が、要するに、住環境が完全に整備されるわけでございます。また、新しい方も来て家を建てていただいて、住民税も頂くわけでございます。そやから、僕のは、特定空家に補助金要綱はありますけども、基本的に管理不全空家と認定され、所有者が家を解体しますとおっしゃれば、そこに対応したらどうですかというふうに提案をしてるわけでございます。その点もよく御理解していただいたと思います。そして、地域住民もそれで安心・安全な地域のまちづくりもできるわけでございます。

そういうことも兼ねて今回は提案しているわけでございますが、今現在541と、この間御説明あったように、これについては分類整理中であり、今後、その分類状況や、私が今提案させていただいている管理不全空家の補助対象にすべきであるとの検討についても検討していただくということでございますので、進捗状況などを今後見据えながら、再度この件については、再度ですよ、一般質問させていただきますので、その補助要綱についても、ひとつ御検討のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を、これで議長、終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前 11 時 54 分)